

議案第73号

和解について

次のとおり和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

東郷町長 石橋直季

1 相手方

- (1) 前土地所有者A
- (2) 現土地所有者B

2 事案の内容

昭和55年度から土地の賃貸借契約を行っていた諸輪小学校のプール敷地の一部（以下「本件土地」という。）について、令和7年度に本件土地を購入するため測量を実施したところ、借地している土地の位置に錯誤が判明したことから、相手方と協議の上、和解をするもの。

3 和解の内容

- (1) 東郷町と相手方は、本件土地を賃貸借物件とする土地賃貸借契約（以下「本件契約」という。）が終了したことを確認すること。
- (2) 相手方は、東郷町に対し、諸輪小学校のプール敷地は本件土地ではなく、東郷町の所有地であることを確認するとともに、当該敷地について全ての権利を放棄し、何らの請求もしないことを約すること。
- (3) 東郷町は、相手方に対し、本件契約に基づく賃借料（借地料）の返還請求権を全て放棄し、本件契約に関して何らの金銭請求もしないことを約すること。
- (4) 東郷町と相手方は、上記和解内容のほか、本件契約に関し、何らの債権債務のないことを相互に確認すること。

説明

この案を提出するのは、和解をするため必要があるからである。

議案の概要

1 提案理由

昭和 55 年度から土地の賃貸借契約を行っていた諸輪小学校のプール敷地の一部について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、和解をするため必要があるからである。

2 和解の内容

- (1) 東郷町と相手方は、本件契約が終了したことを確認すること。
- (2) 相手方は、東郷町に対し、諸輪小学校のプール敷地は本件土地ではなく、東郷町の所有地であることを確認するとともに、当該敷地について全ての権利を放棄し、何らの請求もしないことを約すること。
- (3) 東郷町は、相手方に対し、本件契約に基づく賃借料（借地料）の返還請求権を全て放棄し、本件契約に関して何らの金銭請求もしないことを約すること。
- (4) 東郷町と相手方は、上記和解内容のほか、本件契約に関し、何らの債権債務のないことを相互に確認すること。